

広島県告示第九百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和七年十一月六日までの間、縦覧に供する。

令和七年十月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

宇賀安田線

三 道路の区域

区 間	新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備 考
世羅郡世羅町大字安田字平ヶ迫二二三六一番地 先から 世羅郡世羅町大字安田字殿風呂五九五番一地先 まで	旧	四・〇〇〇七 ・八〇	九〇〇・〇〇	
世羅郡世羅町大字安田字平ヶ迫二二三六一番地 先から 世羅郡世羅町大字安田字殿風呂五八五番四地先 まで	旧	一・三三〇〇 七二・二二〇〇	一、〇二〇・ 〇〇	
世羅郡世羅町大字安田字平ヶ迫二二三六一番地 先から 世羅郡世羅町大字安田字殿風呂五八五番四地先 まで	新	一・二三〇〇 七二・二二〇〇	一、〇二〇・ 〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 九〇〇・〇〇 メートル
世羅郡世羅町大字安田字殿風呂五八五番四地先 から 世羅郡世羅町大字安田字浜田二六番五地先まで 世羅郡世羅町大字安田字殿風呂五八五番四地先 から 世羅郡世羅町大字戸張字沖田一七番四地先まで	旧	四・七〇〇一 八・〇〇〇	二九八・〇〇	
世羅郡世羅町大字安田字殿風呂五八五番四地先 から 世羅郡世羅町大字安田字殿風呂五八五番四地先 まで	新	一・三三〇〇 七二・二二〇〇	五三六・五〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 二九八・〇〇 メートル